

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 1 月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第 4 号

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(石綿含有材料等) 第 3 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定める石綿を含有する保温材等は、次の各号に掲げるもののうち石綿の含有量が重量の <u>0.1パーセント</u> を超えるものとする。 (1)～(3) 略	(石綿含有材料等) 第 3 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定める石綿を含有する保温材等は、次の各号に掲げるもののうち石綿の含有量が重量の <u>1パーセント</u> を超えるものとする。 (1)～(3) 略
(事業者が行う調査等) 第 4 条 略 2 略 3 条例第 4 条第 1 項の事業者（以下「事業者」という。）は、調査の結果として、調査者、調査の年月日及び時間、調査時の天候並びに調査の箇所及び方法を明らかにして記録簿等に記録し、当該記録簿等を <u>40年間</u> 保存するものとする。 4 及び 5 略	(事業者が行う調査等) 第 4 条 略 2 略 3 条例第 4 条第 1 項の事業者（以下「事業者」という。）は、調査の結果として、調査者、調査の年月日及び時間、調査時の天候並びに調査の箇所及び方法を明らかにして記録簿等に記録し、当該記録簿等を <u>30年間</u> 保存するものとする。 4 及び 5 略
(建築物の所有者等が行う調査等) 第 6 条 略 2 略 3 条例第 5 条第 1 項の所有者等（以下「所有者等」という。）は、調査の結果として、調査者並びに調査の年月日、時間、箇所及び方法を明らかにして記録簿等に記録し、当該記録簿等を <u>40年間</u> 保存するものとする。 4 及び 5 略	(建築物の所有者等が行う調査等) 第 6 条 略 2 略 3 条例第 5 条第 1 項の所有者等（以下「所有者等」という。）は、調査の結果として、調査者並びに調査の年月日、時間、箇所及び方法を明らかにして記録簿等に記録し、当該記録簿等を <u>30年間</u> 保存するものとする。 4 及び 5 略

(二以上の石綿粉じん排出等作業に係る届出)

第10条 二以上の作業について条例の規定による届出をする者は、当該二以上の作業が同一の建築物等について行われる場合又は当該二以上の作業が同一の工場若しくは事業場において行われる場合に限り、一の届出書によることができる。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

石綿粉じん排出等作業実施届出書

職氏名 様

郵便番号

住所

届出者 氏名 ㊟

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

石綿粉じん排出等作業を実施するので、鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例第7条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

略			
石綿含有材料等の種類		※審査結果	
	石綿成形板 石綿セメント管		
略			
略			

注 略

別紙

石綿粉じん排出等作業の方法

石綿粉じん排出等作業の箇所	
---------------	--

(二以上の石綿粉じん排出等作業に係る届出)

第10条 二以上の作業について条例の規定による届出をする者は、当該二以上の作業が同一の建築物等について行われる場合に限り、一の届出書によることができる。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

石綿粉じん排出等作業実施届出書

職氏名 様

郵便番号

住所

届出者 氏名 ㊟

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

石綿粉じん排出等作業を実施するので、鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例第7条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

略			
石綿含有材料等の種類	吹付け石綿 保温材、断熱材又は耐火被覆材	※審査結果	
	石綿成形板 石綿セメント管		
略			
略			

注 略

別紙

石綿粉じん排出等作業の方法

石綿粉じん排出等作業の箇所		
集じん	種類、型式及び設置数	
	排気能力(m ³ /秒)	(m ³ /秒)

